

第76号

SOSニュース

遺言執行者

ここ数年、メディアは大相続時代の到来と称して「相続・遺言」について、頻繁に特集するようになりましたが、ほとんどは相続税対策や争族対策をテーマにしたもので、相続開始後に起きる問題にはあまり触れられていません。

相続開始後、すなわち死んだ後の事。本人は、自分の死後の家族や周りの事を真剣に心配し、熟慮を重ねて遺言書を作成し、相続税対策も十分に安心して旅立ったにもかかわらず争いは起きます。それは、せっかく遺した遺言の内容が確実に実行されない事が原因です。

事例1、遺言執行者が先に亡くなった

Aさんは70歳の時、子供同士が不仲だったため、相続で揉めるのを心配して知り合いの司法書士に遺言書の作成を相談、公正証書遺言を作成してから20年後に亡くなりました。

遺言書を開封した子供たちが、遺言書で遺言執行者に指定されていた司法書士に連絡を取ろうとしましたが、その司法書士はAさんよりも先に亡くなっていました。

そこで、家庭裁判所に対して新たに遺言執行者の選任を申立てることになりましたが、遺言の内容に不満を持つ相続人から、遺言書は20年も前のもので現在の財産状況はかなり変動している。遺言書は無視して相続人同士で分割の協議をすべきだと言いだし、これが発端で子供のころからのうつ憤が次々と出てきて5年を超える兄弟喧嘩に発展し、結局、絶縁状態となってしまいました。

遺言執行者が健在であれば、遺言書の記載に従って執行すれば事足りるので、たとえ相続人の中に不満を持つ者がいてもほとんど問題は起きません（遺留分侵害は別です）。

Aさんの場合は、指定した遺言執行者が遺言書作成当時すでに80歳を超えていたのに歳よりも若く見え、矍鑠としていたため遺言者本人も公証人も、それを考慮しなかった（できなかつた？）ために起きた結末です。

公正証書遺言はもちろん、自筆証書遺言であっても遺言執行者を指定することが必要です。そして遺言執行者は、自分よりもなるべく若い人を指定し、予備的に「遺言執行者Bが遺言者よりも先に死亡した場合や遺言執行ができない場合は、Cを遺言執行者に指定する」としておく必要があり、更に「C」は法人であることが望ましいといえます。

事例2、相続人の一人を遺言執行者に指定した

Dさんは従業員20名ほどの会社経営者でした。税理士に勧められ公正証書遺言を作成しましたが、その際、遺言執行者を誰にするかを尋ねられ、同居の長男（当時は、同業他社の会社員）を指定しました。将来は、長男が会社を承継する予定であったし、取引先が近隣に集中していたので、離れて暮らしている他の兄弟では余計な負担がかかると考えたからです。

そしてDさんが亡くなり、遺言どおり長男が遺言執行者に就任しました。遺言書には誰が何を相続すべしと細かく具体的な指示がなされ遺留分にもしっかり配慮しており、争いの種

はないように見えました。

しかし、長男は現実に会社を承継した途端、社内外の手続きだけでなく、取引先や関係者へのあいさつ回りで多忙を極め、予想以上に手間のかかる遺言執行はとりあえず会社の運営に不可欠な部分だけ先行し、他は後回しにせざるを得ませんでした。

ところが他の相続人は、遺言書に従ってすぐにでも自分の相続分をもらえるものと思っていましたから、相続税の申告（納税）期日が近くなってくると気が気ではありません。

税理士から、相続税の申告書に署名・押印を求められたときは、「そもそも、この遺言は長男が自分の都合のいいようにDさんに書かせたうえ、その遺言にもまともに従うつもりはなく、なし崩し的に財産を独り占めするのではないか」という疑惑が芽生えます。

長男以外の相続人の中には、先に相続財産をもらわないと相続税の支払いが困難な者もいましたから、「相続税の申告書には押印しない」から始まり、遂には「遺言無効」の主張を始めるに至って、長男も会社運営どころではなくなるという事態になりました。

遺言執行者は、多少の費用が掛かっても相続人以外の第三者に任せる方が無難ということです。

事例3、遺言執行者と遺言書の保管

Eさんは、前妻との間に子供が一人いましたが、後妻とその間の子供にはそのことを告げていませんでした。前妻と離婚したとき子供は5歳でしたが、離婚後は一度も会うことなく50年が過ぎました。再婚後は、仕事も家庭も順風満帆で4人の孫に囲まれて幸せでしたが、5歳の時に別れた子どものことはずっと気にかかっていましたから、がんの宣告をうけて入院することになったとき、別れた子どもと現在の妻子が争うことにならないよう、遺言書を遺そうと考えました。

病床で自筆証書遺言を作成しましたが遺言書の置き場所に困り、親しかった近所の不動産会社の社長に「自分が死んだら、遺言書を妻に渡してほしい」と言って預かってもらいましたが、社長は内容を知りません。

Eさんが亡くなって、社長は頼まれた通り通夜の席で遺言書を渡しますが、これを受け取った妻と子供はパニック状態です。妻は、結婚して間もなく近所の人から前妻のことを聞いており子供の存在も知っていましたが、離婚の際、前妻がまとまったお金を持ち出したとも聞いており（あくまで噂）、まさか、その子供に相続分があるとは思わなかつたそうです。

遺言書には、Eさんの妻子に対する謝罪・感謝と前妻の子に対する思いが切々と綴られ、妻を遺言執行者とする記載がありましたが、最悪のタイミングで遺言書を見た妻と子はどうしても納得できず遺言書を放置しました。

その後、Eさん名義の預金口座の解約をしようと銀行へ出向き、前妻の子供の印鑑も必要と知らされても納得できず司法書士事務所に相談行きます。

結局、遺言が法律的に有効であり、遺言に従わざるを得ないと分かってからも1年近くごねた挙句、どうしても前妻の子供と会いたくないと、遺言執行を司法書士に依頼した後もなお、妻子の怒りは収まらず、前妻の子供にはEさんの墓所を絶対に教えないで欲しいなどと細かい条件を付けるなど、後味のわるい結末でした。

遺言書の保管も状況によっては、事情を知らせて第三者に依頼すべきです。